加速アクションプラン個票

①実施項目	5	市場化テスト検討事業	②No.6	実施状況 検討中
③加速プラン事業名	市場化テスト検討事業			
④所管課	経営企画課			
⑤現状と課題	【現状】平成18年7月7日に、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）が施行され、従来行政のみが行うことができた一部サービスについても、官民又は民間競争入札により実施できることとなった。 【課題】公共サービス改革法により、官民又は民間競争入札を実施する行政サービスについては、審議会等の合議機関を設け、業務の効果等についてチェックする体制が必要である。公共サービス改革法に伴うものと、従来から民間委託が可能な行政サービスがあり、その内容を精査する必要があることから、事前に業務の仕分け作業を進める必要がある。			
⑥取組み内容	①公共サービス改革法に関する調査・研究 ②業務仕分けに関する調査・研究 ③業務仕分けの実施 ④公共サービス改革法に伴う競争入札実施業務の選定 ⑤公共サービス改革法に伴う審議会等の合議機関の設置 ⑥公共サービス改革法に伴う官民・民間競争入札の実施 ⑦公共サービス改革法に伴う行政サービスの実施 ⑧制度の充実			

⑦年度計画	H19	H20	H21	H22	H23	H24
平成19年度から平成21年度までは集中取組期間です。	調査・研究 ①	調査・研究 ②③	制度構築 ④⑤⑥	⇒	制度実施 ⑦	制度の充実 ⑧
計画値 単位（千円）					10,000	0
実績値 単位（千円）						

⑧目標	【計画値算式】 公共サービス改革法による官民、民間競争入札実施による効果額 公共サービス改革法第34条に規定する戸籍法等の特例については、平成23年度を目途に競争入札を行うことを目標とする。 平成23年度には、制度導入により、全体として平成18年度滝沢村一般職平均給与　5,599,384円×2人≒1千万円分の給与相当分の削減を目標とする。
⑨効果	庁内に民間業者が入ることにより、窓口サービスの向上が期待できる。また、事前準備の段階における業務仕分けにより、本来行政が行うべき業務を明確にし、民間委託を積極的に進めることが可能となる。

⑩達成度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	公共サービス改革法に関する研究の実施					

⑪国集中改革プラン報告項目別全体計画（対H16）※当該加速プランが含まれる項目について表記

【項目名】民間委託による事務事業の削減		H17	H18	H19	H20	H21	合計
全体報告値 単位：千円	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	差額	0	0	0	0	0	0